

## (仮称) 子ども憲章検討懇話会 開催要綱

### (目的)

第1条 「(仮称) 子ども憲章」の制定に関して、広く有識者からの意見を聴取するため、「(仮称) 子ども憲章検討懇話会」(以下、「懇話会」という。)を開催する。

### (懇話会の役割)

第2条 懇話会は、北九州市が「(仮称) 子ども憲章」を制定するために必要な事項について意見を述べる。

### (構成員)

第3条 構成員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は、選任の日から、令和7年3月31日までとする。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長の指名により、懇話会に副座長を置き、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (開催)

第5条 懇話会の開催は、市長が必要と認めたときに招集する。

2 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、子ども家庭局総務企画課において処理する。

### (会議の公開等)

第7条 懇話会は、原則公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、懇話会の構成員との協議により公開しないことができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を協議する場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
- (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（会議録等の作成）

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 会議概要
- (6) 会議経過（発言の内容）
- (7) その他必要な事項
- (8) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第4号の出席者氏名については、出席した者の人数、前項第6号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

（会議録等の公開）

第9条 前条において作成の会議録等については、北九州市ホームページへ掲載するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年3月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。